



湯梨浜町三世代同居世帯等 支援事業補助金



1 補助の概要

- 新たに三世代同居を町内で始めるため、町内に住宅を新築、購入、増改築又はリフォームする場合にその費用の一部を助成します。

2 申請ができる方

- 新たに三世代同居を町内で始める世帯。

3 補助の対象

- 住宅の新築又は購入（50万円以上のもの）
- 増改築又はリフォーム（50万円以上のもの）

※居住に要する部分のみ

4 補助金額

区 分	補助率	補助上限額
住宅新築又は住宅購入 増改築又はリフォーム	5/100	50万円
中山間地域に 住宅新築又は住宅購入 増改築又はリフォーム	6/100	60万円

※1,000円未満切り捨て

5 補助の要件等

- 補助金の交付を受けてから、5年以上当該物件に居住すること。
- 市町村税の滞納が無いこと。
- 土地と対象住宅の所有者が異なる場合は、新築等及び定住について土地所有者が同意していること。
- 申請した年度の翌年度の12月31日までに補助事業を完了し、実績報告をすること。

※申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

※各補助金は、原則、交付決定前の着手はできません。住宅の工事及び購入に係る契約を締結する前に、早めに交付申請書を役場企画課に提出してください。

【詳しくは下記までお問い合わせください】

湯梨浜町役場企画課 まちづくり推進係 〒682-0723 湯梨浜町大字久留 19-1

【電話】0858-35-5311 【電子メール】ykikaku@yurihama.jp

補助申請に必要な書類

- 湯梨浜町三世代同居世帯等支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 湯梨浜町三世代同居世帯等支援事業計画書及び収支予算書(様式第 2 号)
- 補助対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し
- 位置図、平面図、立面図及び増改築又はリフォームにあつては工事内容の分かる図面
- 補助対象事業着手前の写真
- 登記事項証明書等対象住宅及び土地の所有者が分かる書類及び対象住宅の所有者と土地所有者が異なる場合にあっては確認書(様式第 3 号)
- 市町村税の納税証明書
- 三世代同居世帯等を予定している者が確認できる書類(世帯全員の住民票、母子手帳等)
- その他町長が必要と認める書類